

外国人のための無料労働相談会 (千葉県弁護士会主催, 千葉労働局後援)

1. 日 時 2020年6月26日(金) 午後3時~午後5時

※お申し込みは下記の電話番号までお願いします。申し込みの電話は日本語のみの対応になります。

TEL:043-227-8431

2. 場 所 千葉県弁護士会館

千葉県千葉市中央区中央4-13-9 (下記地図参照)

3. 相談対象者 外国人労働者

4. 相談内容 労働トラブル全般について弁護士が相談を担当します。

- (1)「給料, 残業代を払ってもらえない」
- (2)「理由なく解雇された」「新型コロナウイルスを理由に解雇された」
- (3)「嫌がらせを受けて困っている」
- (4)「作事中に事故にあってしまった」 等

※当日は千葉労働局職員も相談内容に応じて対応予定です。

5. 通訳(予定) 英語, 中国語, タガログ語, スペイン語, ポルトガル語, タイ語

6. お 願 い (1)雇用契約書, 給料明細などの書類があればご持参下さい。

(2)対応通訳(4. 参照)以外の言語を使用される方は, 日本語を話せる人を同伴してください。



千葉駅徒歩15分 千葉中央駅徒歩7分

バス停中央3丁目、中央4丁目から徒歩3分(千葉駅バス停 ①から⑤番、⑦番)

※新型コロナウイルス感染の状況次第で中止となる可能性もあります。